



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年10月4日(金) 第10238号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則(米麦畜産課)	2
告 示	
○解除保安林(森林保全課)	10
公 告	
○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課)	10
○開発工事の完了(建築課)	10
○同	11
落 札	
○落札者等の決定(心臓血管センター)	11
○同(警察本部会計課)	11

■ 規 則

群馬県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月四日

群馬県知事 山本一太

群馬県規則第四十七号

群馬県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

群馬県養蜂振興法施行細則(昭和三十九年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号(規格A4)(第2条関係)

蜜蜂飼育届・飼育変更届

年 月 日

群馬県知事 へ

住 所

氏 名

電話番号

(携帯電話番号)

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

養蜂振興法第3条第1項又は第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	種 類	飼育蜂群数
	セイヨウ・ニホン	

2 年蜜蜂飼育計画

飼育場所	種 類	飼育蜂群数	飼 育 期 間
	セイヨウ・ニホン		月 日から 月 日まで
	セイヨウ・ニホン		月 日から 月 日まで
	セイヨウ・ニホン		月 日から 月 日まで
	セイヨウ・ニホン		月 日から 月 日まで
	セイヨウ・ニホン		月 日から 月 日まで

3 添付書類

個人情報の取扱い及び蜂群配置調整に係る同意書(別紙)

- 注 1 蜜蜂飼育状況は、1月1日(飼育変更届の場合は、変更日)の状況を記入すること。
- 2 蜜蜂飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。
- 3 飼育場所は、地番まで記入すること。
- 4 「種類」の欄は、該当する方に○を付すこと。

別紙（規格A4）

個人情報の取扱い及び蜂群配置調整に係る同意書

年 月 日

住 所
氏 名

個人情報の取扱い及び蜂群配置調整について、次のとおり同意します。

		チェック欄
1	<p>個人情報の取扱いに当たっては、以下の内容について、同意します。</p> <p>(1) 県は、個人情報を、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用します。</p> <p>(2) 県は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しません。</p> <p>① 法令に基づく場合</p> <p>② 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村及び他の都道府県）、関係機関等の協力が必要な場合</p>	<input type="checkbox"/>
2	<p>蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。</p> <p>養蜂振興法第8条第2項の規定に基づき、県は、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求めることがあります。</p>	<input type="checkbox"/>

注 「チェック欄」の欄は、□に✓印を付すこと。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第2号（規格A4）（第3条関係）

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所

氏 名

電話番号

（携帯電話番号）

（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

養蜂振興法第4条第1項の規定により、次のとおり転飼の許可を申請します。

1 転飼計画

転飼しようとする場所	転飼場所の土地の管理者の氏名及び住所	蜂群数	主な蜜源	転飼期間	飼養者又は管理者の氏名	備考
				年 月 日から 年 月 日まで		
				年 月 日から 年 月 日まで		
				年 月 日から 年 月 日まで		
				年 月 日から 年 月 日まで		
				年 月 日から 年 月 日まで		

2 添付書類

- (1) 個人情報の取扱い及び蜂群配置調整に係る同意書（別紙1）
- (2) 土地使用承諾書（別紙2）
- (3) 転飼場所の付近見取図（用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。）

- 注 1 転飼しようとする場所は、地番まで記入すること。
- 2 同一支部内で場所を移動する場合は、「備考」欄に移動元を記入すること。
- 3 転飼場所の付近見取図は、転飼場所を中心とした半径2キロメートルの区域を示すものとする。

別紙1（規格A4）

個人情報の取扱い及び蜂群配置調整に係る同意書

年 月 日

住 所
氏 名

個人情報の取扱い及び蜂群配置調整について、次のとおり同意します。

		チェック欄
1	<p>個人情報の取扱いに当たっては、以下の内容について、同意します。</p> <p>(1) 県は、個人情報を、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用します。</p> <p>(2) 県は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しません。</p> <p>① 法令に基づく場合</p> <p>② 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村及び他の都道府県）、関係機関等の協力が必要な場合</p>	<input type="checkbox"/>
2	<p>蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。</p> <p>養蜂振興法第8条第2項の規定に基づき、県は、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求めることがあります。</p>	<input type="checkbox"/>

注 「チェック欄」の欄は、□に✓印を付すこと。

別紙2（規格A4）

土地使用承諾書

年 月 日

（養蜂業者） あて

土地の管理者

住 所

氏 名

私の管理する土地を、蜜蜂転飼のため、次のとおり使用することに承諾します。

使用予定地の所在及び地番	地 目	主な蜜源	使 用 期 間
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで

この規則は、
公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第244号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和6年10月4日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 解除に係る保安林の所在場所 利根郡昭和村大字糸井字新南原6155の4、6157の9
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、前橋都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和6年10月4日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画道路 3・4・49号 敷島公園大師線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 前橋市荒牧町地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部前橋土木事務所及び前橋市都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間 令和6年10月4日から同月18日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和6年10月4日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	渋川市北橋町真壁字上遠原316-1、317-1、317-2、317-3、317-4、320、321-1、321-3、321-4、321-5、322-1、322-2、323、324、326、327-1、328-1、字中井344-2、字下中井245-2、245-37、245-37地先道路、245-38	渋川市北橋町真壁331番地1 有限会社小林春夫商店 代表取締役 小林政貴
2	邑楽郡千代田町大字新福寺字猿街道819-1	太田市内ヶ島町517番地1グリーンコートB-101号 石川泰光

3	佐波郡玉村町大字福島208-2	佐波郡玉村町大字下新田836番地1レーゲンボ ーゲンA101 川端健
---	-----------------	--

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和6年10月4日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字下之宮585-2	佐波郡玉村町大字下新田812番地1プレミアム G 六本木翔太、六本木紗和

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年10月4日

群馬県立心臓血管センター院長 内藤 滋 人

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 群馬県立心臓血管センター建物清掃及びごみ収集業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立心臓血管センター事務局総務課 群馬県前橋市
亀泉町甲3-12
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年7月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 東朋産業株式会社 群馬県前橋市総社町桜が丘1225-2
- 5 随意契約に係る契約金額 40,513,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第5号該当

次のとおり落札者を決定した。

令和6年10月4日

群馬県警察本部長 重永 達 矢

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 モバイル勤務通信回線整備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋
市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和6年9月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 日本通信株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

- 5 落札金額 28,862,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和6年8月9日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
